

Q タワーマンション投資による過度な節税を防止する観点から、改正があったと聞きましたが、具体的にはどのような内容ですか。

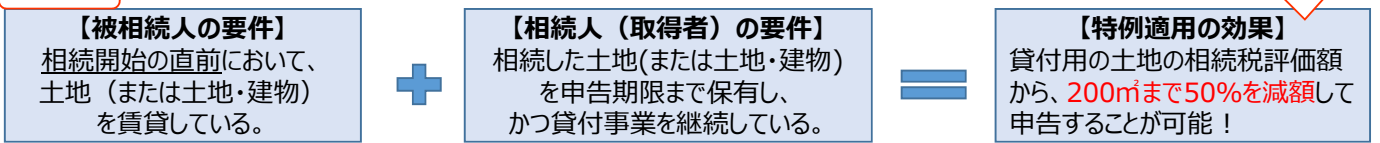
A 小規模宅地等の特例の適用に際して、貸付事業用宅地等の見直しが行われ、相続発生から3年以内に新たに賃貸を始めた物件については、貸付事業用宅地等に該当しなくなり、特例の適用ができなくなりました。

●改正概要●

貸付事業用宅地等の特例の対象範囲見直し **増税**

従来の貸付事業用宅地の要件

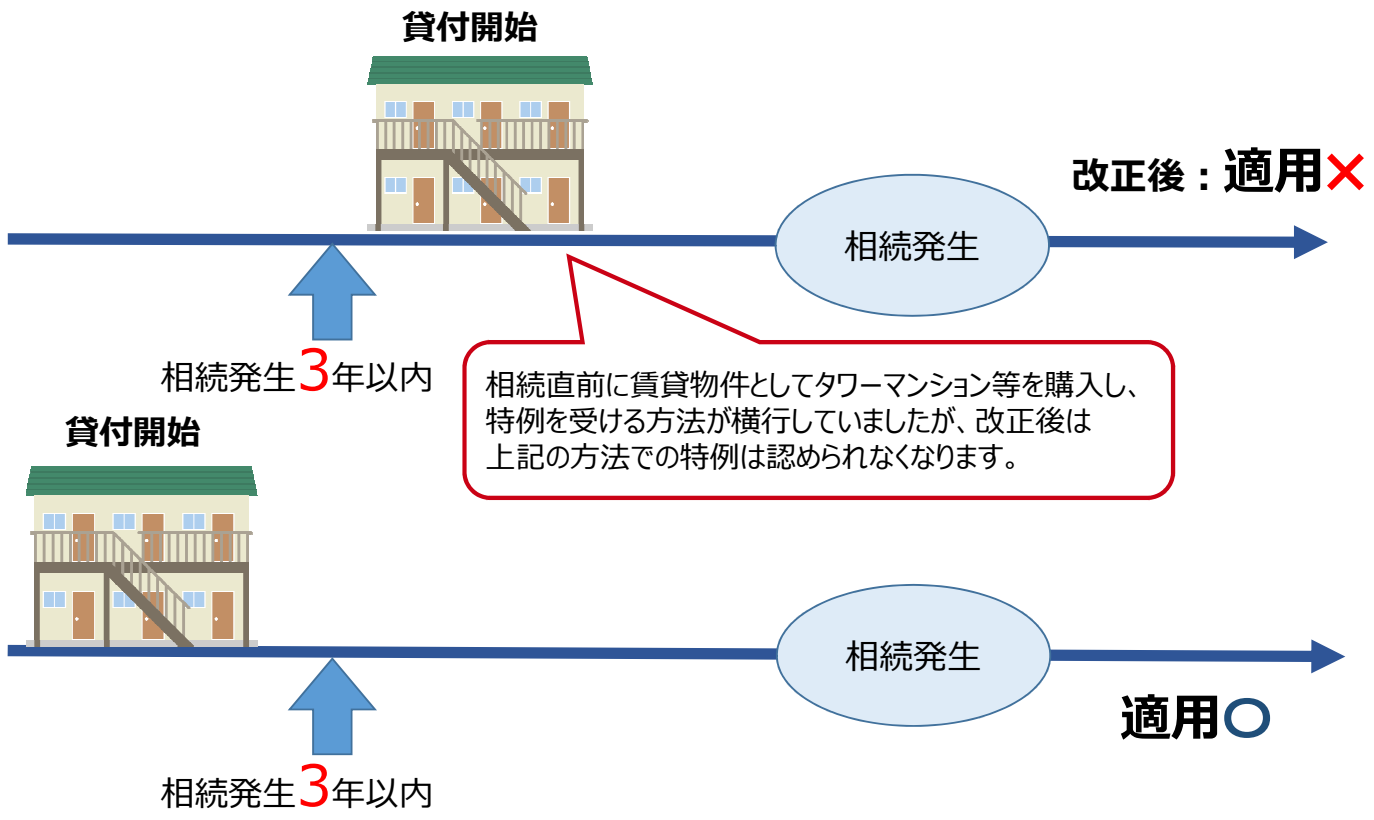
改正項目



相続開始直前に駆け込みで不動産を購入しても要件を満たして適用が可能

改正内容

「貸付事業用宅地等」の範囲から、相続開始3年以内に貸付事業の用に供された宅地等が除外されます。



平成30年4月1日以後の相続又は遺贈について適用開始

POINT



今回の改正は、相続税を減らす目的で不動産賃貸業を始めた人には特例を認めないというものであるため、不動産賃貸業に本腰を入れている人（相続発生前3年以上、不動産賃貸業を事業的規模で営んでいる人）は従来通り特例を適用することができます。